

## 省エネ基準に係る完了検査チェックシート(参考資料)のご案内

R7年4月1日以降着工建築物に適用が義務付けとなった省エネ基準は、検査員が完成検査時に基準適合を確認します。(建築基準法第6条の4による特例対象を除く)

そのため、確認用のチェックシートを、監理者と検査員が共用することが最も合理的だと考えました。

工事監理者はチェック結果を記入のうえ、写しと関係資料を工事完了届提出時に提出してください。(参考資料ですので強制ではありません)

完了届時に提出できない資料は、検査時に現場にて確認します。

チェックシートは、本センターのホームページ/業務案内/建築確認検査/様式ダウンロード/完了検査申請関係 にありますので、ダウンロードして確認申請時に採用した基準をお使いください。

※アドレス ([建築確認検査 | 業務案内 | 宮崎県建築住宅センター](#))